川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

秋涼の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下 記を含め、項目の精査をしておりますので、一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推 進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年9月13日より適用となり、同日時点で患者である方にも適用いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

1 変更点

令和4年9月12日まで

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合、有症状の方は、発症日から10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間を経過するまで出席停止とする。無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間を経過するまで出席停止とする。

令和4年9月13日以降

幼児児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合<u>(新型コロナ自主療養制度を利用している場合を含む)</u>、有症状の方は、発症日から7日間経過し、かつ、症状が消失した後24時間(入院している場合は、10日間経過し、かつ、症状が消失した後72時間)を経過するまで出席停止とする。無症状の方は検査日の翌日から症状が出ないまま7日間(5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には5日間)を経過するまで出席停止とする。

2 その他

- (1)検査キットを使用する場合は、体外診断用医薬品(医療用検査薬及び一般用検査薬)の承認を受けている検査キットを可能な限り使用してください。
- (2)出席停止解除後も、有症状患者については発症日から10日間を経過するまで、無症状患者については検査日翌日から7日間を経過するまでは、感染予防行動の徹底に努めていただきますようお願いします。